



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による被害地域における感染症予防対策について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

熊本地震による被害に際して、避難所等において感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施するよう、今般、厚生労働省より被災 5 県（福岡・長崎・熊本・大分・宮崎）及び保健所設置市に対して別添の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会より連絡がありました。

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が所管となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

（１）感染症予防事業費の活用

被害地域における消毒及び害虫等の駆除については、県又は保健所設置市が感染症法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項に定めるところにより、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は県若しくは保健所設置市が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができる。

（２）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、「大規模自然災害の被災地における感染制御マネージメントの手引き（参考 1）」及び「東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2（参考 2）」等を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努める。

また、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができる。

（参考資料）

参考 1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネージメントの手引き

http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyo.pdf

参考 2 東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2

http://www.kansensho.or.jp/disaster/110328_disaster.pdf

平成28年4月19日

福岡県医師会
長崎県医師会
熊本県医師会
大分県医師会
宮崎県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

平成28年熊本地震による被害地域における感染症予防対策について

熊本地震による被害に際して、避難所等において感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施するよう、今般、厚生労働省より被災5県及び保健所設置市に対して別添の事務連絡がなされました。

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が所管となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(1) 感染症予防事業費の活用

被害地域における消毒及び害虫等の駆除については、県又は保健所設置市が感染症法第27条第2項及び第28条第2項に定めるところにより、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は県若しくは保健所設置市が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができる。

(2) 自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（参考1）及び東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2（参考2）等を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努める。

また、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができる。

(参考資料)

- 参考1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き
http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyo.pdf
- 参考2 東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2
http://www.kansensho.or.jp/disaster/110328_disaster.pdf

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 18 日

別紙の県・保健所設置市 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 28 年熊本地震による被害地域における感染症予防対策について

標記被害に際して、被災された方が避難所等に避難され、そこでの生活を余儀なくされることがあると存じますが、避難所等において感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が所管となるので参考までにお知らせします。

記

（１）感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項においては、都道府県知事又は保健所設置市長が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し又は都道府県若しくは保健所設置市自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等駆除を実施できることとなっています。したがって、被害地域における消毒及び害虫等の駆除については、県又は保健所設置市が同項に定めるところにより、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は県若しくは保健所設置市が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができるので、よろしくお取り計らい願います。

（２）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（参考 1）及び東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2（参考 2）等を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いします。

また、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができることを申し添えます。

（参考資料）

参考 1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き
http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyo.pdf

参考 2 東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2
http://www.kansensho.or.jp/disaster/110328_disaster.pdf

(別紙)

【県】

- ・福岡県
- ・長崎県
- ・熊本県
- ・大分県
- ・宮崎県

【保健所設置市】

- ・北九州市
- ・福岡市
- ・熊本市
- ・久留米市
- ・長崎市
- ・佐世保市
- ・大分市
- ・宮崎市
- ・大牟田市